
子ども・若者居場所事業（第二拠点）運営準備および運営業務委託
簡易型プロポーザル方式（公募型）実施要領

1 業務件名

子ども・若者居場所事業（第二拠点）運営準備および運営業務委託

2 目的

品川区では、子ども・若者支援機能の充実を図るため、「居場所づくり」および「相談支援」を中心とした取組を進めている。平成 30 年 7 月には、生きづらさを抱える子ども・若者が気軽に利用し、相談できる拠点を開設したところである。

一方で、当該拠点については、地理的な偏在や利用者数の増加に伴うキャパシティ不足等が課題となっている。

このため、地域バランスを考慮した新たな居場所を増設し、生きづらさを抱える子ども・若者が安心して過ごせる環境を拡充することで、孤立の防止および社会とのつながりの再構築を支援する基盤の強化を図る。

本プロポーザルは、子ども・若者の主体的な意見表明・参加を尊重しつつ、生きづらさを抱える子ども・若者が安心して過ごせる新たな居場所を実現し、開設準備・整備および運営を連続した業務として担うことのできる事業者を選定することを目的として実施する。

3 業務概要

別紙 1—1「業務概要書（準備）」、1—2「業務提案書（運営）」のとおり

4 企画提案上限額・参考額

①【令和 8 年度】運営準備委託（3 カ月程度）

上限金額：5,495,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

②【令和 9 年度】運営業務委託（通年）

参考金額：22,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

※提案金額は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、消費税抜きの見積額に 10%で算出した消費税相当額を加算した総額とする。

※①について、上限金額は、予定価格（品川区が算出した契約予定額）ではなく、提案金額の上限値である。提案金額が上限金額の範囲内にあることを提案の必須条件とし、上限を超えて提出された提案については内容の評価を行わず「失格」とする。

※②について、令和 9 年度以降に予算が成立した後の契約となるため、履行期間中に予算が成立しない場合は、当該年度の委託契約は行わない。また、参考金額については、予算成立前であるため、あくまでも提案内容の規模を示すために参考で提示した金額であり、提案上限金額ではない。そのため、記

載した参考金額を超える提案があった場合でも参考金額超過を理由に失格とはならない。ただし、議会の予算議決により成立予算額が提案額を下回る場合、品川区と提案者が協議の上、成立予算額の範囲内での提案内容および提案金額の見直しを検討する。提案者が見直しに応じられない場合は、当該年度の委託契約は行わない。

※提案に係る見積書は任意の様式により作成することとし、見積額は作業項目ごとの内訳についても記載すること。

※契約を延長する場合は、年度ごとの単年度契約とする。

5 実施方法

簡易型プロポーザル方式（公募型）で実施することとし、品川区公式ホームページの事業者向け情報に本件プロポーザルの実施要領および参加申請関係書類を掲載し、広く提案を公募する。

6 参加事業者求められる条件、資格等

- （１）東京電子自治体共同運営サービスにおいて、品川区への競争入札参加資格があること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- （３）品川区工事請負業者指名停止基準（昭和 55 年 10 月 22 日区長決定）による指名停止期間中でないこと。
- （４）相談受付業務ならびに若者支援業務等に精通していること。

7 参加申請

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり「参加申込書（別紙 3）」を提出すること。

- （１）提出期限：令和 8 年 8 月 26 日（水）午後 4 時 00 分まで
- （２）提出先：本要領 14. 問合せ先参照
- （３）提出方法：電子メール

※メールにて送信後、提出書類の受領確認のため、必ず問合せ先へ連絡すること。

8 選定方法

委託事業者の選定にあたり、品川区簡易型プロポーザル方式実施要綱に基づき、提案書および提案説明等のプロポーザル内容に加え、財務状況等を総合評価し、事業の執行に最も適した提案を行った事業者を選定する。

また、委託事業者の選定は、一次評価（提案書、価格提案書、財務状況）、二次評価（プレゼンテーションおよびヒアリング）と段階的に実施する。参加事業者が 4 社以上の場合は、一次評価結果の上位 3 社を二次評価の対象とする。

最終評価については、二次評価に進んだ事業者について、一次評価、二次評価の結果を総合的に判断した上で選定する。

事業者の選定は、審査基準に基づき総合的に公平かつ客観的に審査することとし、選定にあたっては、選定会議、審査会を設置する。

(1) 選定会議

選定会議は、審査会からの通知により、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる事業者を受託者として特定する。

＜委員構成＞

委員長 子ども未来部長

委員 教育次長、子ども育成課長、子ども施策連携担当課長

(2) 審査会

審査会は、提出された提案書、プレゼンテーション、ヒアリング等について、審査基準に基づき審査し、その結果を選定会議に通知する。

＜委員構成＞

委員長 子ども施策連携担当課長

委員 子ども育成課長、子ども家庭支援センター長、教育総合支援センター長

9 審査基準等

(1) 審査基準

① 会社概要、事業実績

② 企画・提案内容

- ・業務への取り組み方針
- ・提案内容の具体性および実現性
- ・業務実施手順、作業工程、人員の配置計画

③ その他

- ・業務内容の理解度
- ・業務への取り組み姿勢
- ・管理者および担当者の実績と能力
- ・事業者の経営状況
- ・経費

(2) 審査方法

採点表による審査

① 会社概要および執行体制の評価

② 企画・提案の評価

③ ヒアリングの評価

(3) その他

令和 8 年度見積書の提示金額が本要領 4 の上限額を上回った場合は、審査の対象としない。

また、区が財務書類を基に行う事業者経営分析の結果、経営難もしくは経営破綻に陥る可能性が大きいと判断された場合は、採用しない。

10 各種日程

内容	日時/期日
事業者説明会	令和 8 年 8 月 28 日（金）
質問受付期限	令和 8 年 9 月 7 日（月）午後 4 時
質問回答日	令和 8 年 9 月 10 日（木）
財務諸表提出期限	令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 4 時
辞退届提出期限	令和 8 年 9 月 15 日（火）午後 4 時
提案書提出期限	令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 4 時
審査会	令和 8 年 10 月 30 日（金）
選定会議	令和 8 年 11 月 6 日（金）
結果通知	令和 8 年 11 月 13 日（金）まで

※日程は現時点での予定であり、運営上必要が生じた場合は変更することがある。

日程に変更が生じた場合は、対象者に速やかに連絡する。

11 提案書類に関する事項

（１）事業者の財務にかかる提出書類

別紙 6 「提出票」のとおり

※法人格の種類に合わせ、適切な帳票を選択すること。

（２）提案にかかる提出書類

① 提案書（様式任意：10 ページ以内）

- ・別紙 2 「プロポーザル提案依頼事項」を踏まえ、令和 8 年度から 9 年度までの提案内容を簡潔・明瞭に記載すること。
- ・原則として A 4 サイズ（縦）を使用すること。ただし、工程表等については、必要に応じ A 3 サイズ（横）の使用も可。
- ・スタッフ体制には、各担当者の担当部分が分かるよう記載すること。

② 同種または類似業務の受託実績（別紙 2－1）

③ 配置予定者の資格・経歴等（別紙 2－2）※担当者ごとに作成すること。

④ 見積書（様式任意）※税込みで作成すること。

※業務内容の項目ごとに配置予定管理者、担当者の実働作業日数が分かるよう記載すること。

※作成にあたっては、本要領 4 の企画提案上限額・参考額を留意の上、令和 8 年度および令和 9 年度業務について作成すること。

（３）提出方法

- ① 財務書類
 - ・提出票（別紙6）を表紙として付し、綴じた状態で正本1部、副本1部を提出すること。
- ② 提案書類
 - ・表紙を付し、綴じた状態で正本1部、副本10部を提出すること。
※副本は、事業者が判別できる社名、製品名、印、ロゴマーク等をマスキング（塗りつぶし）すること。

（4）提出期限

- ① 財務書類 令和8年9月15日（火）午後4時＜厳守＞
- ② 提案書類 令和8年10月6日（火）午後4時＜厳守＞
※受付期間を過ぎたものについては、いかなる理由があっても受理しない。
※①および②は、郵送または事前連絡のうえ持参にて提出すること。

（5）提出された提案書の取扱いについて

- ① 受付期間後の提出書類の差替えおよび再提出は認めない。
- ② 提出された書類は、原則として返却しない。
- ③ 提出された書類は、選考に必要な範囲において複製する場合がある。
- ④ 提出された提案書は目的以外に使用しない。

12 事業者説明会およびヒアリング等の実施について

（1）説明会の開催について

本プロポーザルに参加する事業者を対象に、必要な事項を周知するための説明会を令和8年8月28日（金）に開催する。（時間および会場については、別途通知。）

なお、本説明会に参加しなければ、本件への提案書類の提出はできないので、注意すること。

（2）質問について

- ① 受付期間 事業者説明会後から令和8年9月7日（月）午後4時まで
- ② 受付方法 質問書（別紙5）により、原則として電子メールにて受け付ける。
E-Mail : kodomo-keikaku@city.shinagawa.tokyo.jp
- ③ 回答方法 質問者名を伏せて、令和8年9月10日（木）に参加全員に電子メールにて回答する。（予定）
- ④ その他 回答内容は、本実施要領の追加または修正とみなす。

（3）本プロポーザルへの参加辞退について

本プロポーザルへの参加の意思を失った場合は、「簡易型プロポーザル方式参加辞退届」（別紙4）を提出すること。

- ① 提出期限 令和8年9月15日（火）午後4時

② 提出方法 事前連絡のうえ、メール、持参または郵送＜必着＞

(4) 審査会の実施について

提案書類に基づく審査会（プレゼンテーションおよびヒアリング）を令和8年10月30日（金）に実施する。（時間および会場については、別途通知。）

ヒアリングには提案書に記載された実施体制における管理者（またはそれに準ずる本業務の中心的な担当者）が出席することとし、各事業者3名以内とする。

13 その他

- (1) すべての審査終了後、全参加事業者へ「特定」または「非特定」の結果を書面で通知する。
- (2) 区は選考中、選考にかかる経緯および経過等に関する質問には一切応じない。
- (3) 区は、郵便、FAX、電子メール等の通信事故について、いかなる責任も負わない。
- (4) 次に掲げる事項に該当する場合は、提出書類や提案内容を無効または事業者を失格とする場合がある。
 - ① 書類の提出方法、提出先および提出期限が、本実施要領の定めに適合しない場合
 - ② 事業者説明会およびヒアリングに正当な理由なく遅参または欠席した場合
 - ③ 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
 - ④ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - ⑤ 提出書類および提案内容に虚偽または重大な誤りがある場合
- (5) 特定された事業者が前項に該当することが判明した場合、特定が無効になる場合がある。
- (6) 本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみであっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定会議において特定の可否を決定する。
- (7) 本プロポーザルへの参加にかかる費用は、すべての参加事業者の負担とする。
- (8) 区は、特定された事業者と、本委託契約の契約締結に向けた協議を行うが、事業者への特定通知をもって令和8年度・令和9年度の契約締結とするものでなく、仕様内容を精査したうえで契約を締結する。また、事業者の提案内容をそのまま委託契約の仕様とはせず、委託契約の仕様については、区と事業者で別途協議のうえ決定する。

14 問合せおよび書類提出先

品川区子ども未来部子ども育成課子ども施策・計画担当（担当：松岡、黒木）
〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36
電話 03 (5742) 6692
FAX 03 (5742) 6351
E-Mail kodomo-keikaku@city.shinagawa.tokyo.jp